

行政区域境界確定申請手続きのご案内

【行政区域境界確定申請手続きの流れ】

1. 事前相談（申請地所在の市町へ。ただし、相隣地所在の市町へもご連絡をお願いします。）
2. 申請書提出（申請地所在の市町・相隣地所在の市町）※両市に申請書の提出が必要です。
※様式は各市町から交付します。（様式は市町ごとに異なります）
3. 現地立ち会い ※関係者と現地立ち会い日時の調整をお願いします。
4. 確定図（案）の提出（申請地所在の市町 1部 ・相隣地所在の市町 1部）
※修正事項等を申請地所在の市町から指示します。
5. 確定図の提出 5部（申請地所在の市町 4部 ・相隣地所在の市町 1部）
6. 通知書交付
※申請地所在の市町より交付します。
※受取りの際には印鑑（認め）をご持参ください。

【申請書等について】

- 境界確定申請書（様式1） 正1部
 - ・申請者 …土地所有者
- 添付書類
 - ① 印鑑登録証明書（法人の場合は、代表者事項証明書及び印鑑証明書）
 - ② 代理申請時には委任状 ※様式あり
 - ③ 土地登記簿謄本または全部事項証明書（申請地）
 - ④ 土地調書（法務局名・年月日・調査者署名捺印）申請地及びその周辺
 - ⑤ 法務局備付地図（申請地及びその周辺）と合成図、地積測量図（分筆図）
 - ⑥ 現況実測平面図（縮尺1:250 申請地及び隣接地の地名地番及び筆界表示、測量者の氏名、資格登録番号の記入）
 - ⑦ 付近見取図
 - ⑧ 明示指令書の写し（水路道路等の公共用地がある場合）
 - ⑨ その他参考資料
- 申請者の住所・氏名が土地登記簿謄本の記載事項と異なる場合
土地所有者であることが確認できる資料（戸籍謄本・住民票等）を提出してください。

【受理できない場合】

- ① 申請地又は隣接地のいずれかが所有権確認の係争中の場合
- ② 隣接地が法務局備付地図と現況が相違している場合
 - ・法務局に地図訂正の申請及び訂正がされたことの確認後受理
 - ・関係土地所有者から所有地の確認書の提出後受理

【手数料】

不要